平成２３年（フ）第１５９号
仙台市青葉区あけぼの町14番７号　荒巻ハイツ３号棟202
債務者　高橋　美子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
秋田県由利本荘市黒沢字黒沢下57番地
債務者　畠山　清子
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１４号
福島市北沢又字稲荷川原西１番地の１　市住11―23
債務者　石田　　実
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３８２号
茨城県下妻市長萱912番地２
債務者　玉木ひで子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４０９号
茨城県常総市豊岡町乙1372番地５
債務者　堀越　啓子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４２５号
茨城県筑西市関本下42番地３　ミナミハウスA101
債務者　桜井　邦男
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３号
茨城県古河市高野1122番地１
債務者　田上　昭子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２０号
茨城県坂東市岩井4498番地11　グランドコーポＢ101
債務者　山中　榮子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３号
茨城県常総市豊岡町乙1388番地１　染谷コーポ５号棟
債務者　石井　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２５号
茨城県坂東市勘助新田4234番地１
債務者　山本エイ子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２７号
茨城県古河市駒羽根647番地３
債務者　折笠　君子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２８号
茨城県古河市上辺見2985番地２　秋山ハイツ上辺見105号
債務者　海老原寛史（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３０号
茨城県猿島郡境町1549番地１　ビラージュ青木201
債務者　尾崎　義勝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３７号
茨城県坂東市辺田1175番地１　ビーライン辺田Ａ棟101号、前住所茨城県坂東市辺田1080番地４　エクシード101
債務者　戸田　　明
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目11番10―101号
債務者　岡田　美紀
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目９番18号　ヴェルド・ミール101
債務者　井伊　　勲
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目９番18号　ヴェルド・ミール101
債務者　井伊　殉子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部